

平成 26 年度 第 2 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 27 年 2 月 16 日 (月) 14 時 00 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一 (埼玉大学 経済学部教授) 委員 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部 部長 島田臣己 契約検査課 課長 新山司 副課長 本多忠嗣 主事 濱野伸秀 下水道課 主査 厚澤淳一 主査 関口宏幸 道路治水課 主査 大塚貴弘 主査 西條正章 管財課 主査 大船晃朋 主査 奥野浩正 水道課 主査 原田幸一 教育政策課 主任 深澤隆 総務課 主査 新井義樹 生涯学習課 主査 横田孝雄
会議次第	1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (山下委員長) 3 議事 (進行=山下委員長) (1) 報告事項 ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について (2) 審議案件 ①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)7 件 ②建設工事案件に係る審議(随意契約)4 件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 (事務局から説明) ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について (2) 審議案件 (事務局・担当課から説明) 平成 26 年度上期執行入札及び随意契約より 11 件抽出。 案件抽出委員: 選定理由は、契約方法に捉われず、	事務局: 資料 1~7 に基づき説明を行った。 事務局: 資料 8 に基づき説明を行った。

高額の案件を中心に工種毎に選定した。

①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)7件

- 1 勝瀬陸橋耐震補強工事
- 2 (仮称)ふじみ野出張所等多目的公共施設建築工事
- 3 (仮称)ふじみ野出張所等多目的公共施設設備工事
- 4 【再告示】市立諏訪小学校エレベーター改修工事
- 5 富士見市庁舎配分電盤更新工事
- 6 市立市民総合体育館屋根等撤去工事
- 7 舗装本復旧(R5215)工事

1 勝瀬陸橋耐震補強工事

委員：耐震補強の積算及び設計どのような方法で実施したか。積算については、何を算定根拠としたのか。

委員：見積りは、何社から徴取して、どのように金額を決定しているか。

委員：最低制限価格は、算定式は公表しているが、価格自体は事後公表のままで変更はしないのか。

2 (仮称)ふじみ野出張所等多目的公共施設建築工事

委員：この案件で採用されているJV方式について2社で組むこと等の仕組みの決定やJV方式とすることについて何か規定で決まっているのか。

委員長：JV方式とするかの判断にどの程度時間をかけているか。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

道路治水課：設計は、工事が3つの工程に分かれるため、その工程に沿って3つの部分に分けて設計している。橋脚に補強鉄筋巻き付け、モルタル吹付けによる固定、全体的な橋梁の補強となり、基本は県単価と歩掛より積算している。歩掛が無いものについては見積りを徴取して設計している。

道路治水課：原則3社以上から徴取し、最も価格の安い見積りを採用している。

事務局：変更はしない。公表している算定式と仕様書を基に事業者が自ら積算しないと正確な金額は出ない。事前公表の場合、適切な積算が行われず、最低制限価格に事業者が集中し、くじ引きになる可能性が高くなる。

事務局：発注方法については、富士見市建設工事共同企業体取扱要綱に沿って、案件毎に入札適正推進委員会で決定している。本件は委員会においてJV方式を当初から検討した。2社としたのは、地域事業者の育成という観点から必ず1社は地域事業者となる条件を加えるため。

事務局：要綱の主旨として、一般的に高額な案件、高難度の案件について、地域事業者が大企業でJVを組む事で地域事業者の施工参加を可能にし、技量の向上・経験を積む機会を増やすことがある。高額案件になると地域事業者の規模では参加が難しくなるのでJV方式によって参加しやすい環境を作り、参加を促す狙いがある。

事務局：市内小中学校の空調設置工事をした際は、関係各課の協議から半年近くを掛けていたが、本件はその時の経験を踏まえて2~3ヶ月で判断してい

委員長：今回は2~3ヶ月ということだが、この時間を短縮し、前年度中に検討が終わってれば、より工期を長く出来たのではないか。

委員：最低制限価格が予定価格の90%となっていて、その金額に2社。くじによって落札者が決定となっている。くじの仕組みも含めて入札の経緯を教えてください。

委員長：入札金額は同じでも詳細が同じという事は無いはずだ。内容の確認はしているのか。

委員：内訳金額が同一ではないのに最終的な積算が90%というのは中々無いと思うが。

3 (仮称)ふじみ野出張所等多目的公共施設設備工事

委員：入札結果を見ると、9社中7社が最低制限価格を下回っている。

委員長：(仮称)ふじみ野出張所等多目的公共施設新築工事については、2つに分けて発注しているが、分けるほうが効率が悪くなるのではと思う。JV工事の分割の基準はあるのか。また施工中に問題となることは無いのか。

る。

事務局：JV方式を採用することは前年度に決定していたが、入札の手続きについては、本工事が平成26年度予算であるため、26年度に入ってから手続きに入る必要があった。そのため、最短で手続きを行っているものの、18日の告示となっている。また告示から入札までの期間は、JVの相手を決めて、出資比率や協定書締結までの時間を考慮すると、入札までの時間短縮についても難しかった。

事務局：最低制限価格の算定式に基づき計算をすると、本件は予定価格の90%を超えていたため、超えている場合は予定価格の90%を適用するという条件がついている。そのため、90%が適用となった。その金額に2社が並び、同額となった場合はくじびきで候補者決定と公告していたので、予め事業者には入札時に電子くじ用の3ケタの数字を入力していただいている。この番号や入札順や乱数などを用いてシステムが落札者を決定している。

事務局：入札時に内訳書の添付をお願いしていて、内訳を見ると金額が同じという事はない。

事務局：積算を基に先程の最低制限価格の計算方式で算定したところ、90%を超えていたので入札額を90%の額として調整した可能性が考えられる。

事務局：設備系の入札については、90%より下で最低制限価格を設定している案件が多いこともあり、入札結果を見ると、最低制限価格近くに固まっている。適正な積算がなされていると考えられるが落札するために少しでも金額を下げようとした結果と考えている。

事務局：工事費用や施工体制を考えると、効率が悪くなることも考えられるが、建築として発注してしまうと設備系の事業者の入札参加機会が無くなってしまう。市では各工種毎に登録している地域事業者の受注機会を増やすため、出来るだけ建築・電気・管の3つに分割するようにしている。今回電気・管を1つとしたのは、分けた場合、JVを組むには難しい金額となることから合せた。但し、電気又は管の工事事業者が入札参加できるように配慮した。

管財課：施工中の業者間の連携については、毎週全者集まって打合せ会議を行っている。市の担当者や監理業者も入り、適切な工程管理や意思疎通を図る

委員：監理委託は、設計業者に発注ということでしょうか。

4 【再告示】市立諏訪小学校エレベーター改修工事

委員：再告示となった経緯を教えてください。

委員：再入札の結果、元の参加者に1者増えて3者。初回の入札は2者とも最低制限価格を下回っていてこの2者に対して再度入札すれば決まっていたのではと思うが。

委員：再入札と初回が同じ設計で当然金額も同じということであれば、初回に参加した2者は最低制限価格を知ることが出来たのでは。

委員長：不調となった場合、再入札とするか随意契約とするかは、時間的に余裕があるかで判断していると考えてよいか。

委員：仮に本件を随意契約とする場合、最低制限価格を下回っている2者から見積を徴取することになったのか。

5 富士見市庁舎配分電盤更新工事

委員：この工事は入札参加資格の範囲は広いが、入札には5者しか参加していない。随分と少ない。

委員：例えば、分電盤の制作期間が厳しいとか、容量を増やす等の特殊なものは無かったのか。またこういった機器類は定期的に更新していると思うが、前回はいつ行ったのか。

6 市立市民総合体育館屋根等撤去工事

委員：結果を見ると、3者のくじびき。こういった案件は設計を委託して行うものなのか。時間的に厳しかったのでは。

委員：全部の解体ではなく、一部分だけの撤去とし

ために様々な調整をしている。現在の所、問題は発生していない。

管財課：そのとおり。前年度に設計を受注した事務所に監理もお願いしている。

事務局：5月9日に初回の入札を行ったが、参加した2者とも最低制限価格を下回り失格となった。仕様等に変更が無かったため、4日後に入札参加条件を拡大して再度告示をした。

事務局：告示の段階で最低制限価格を下回った事業者は、再度入札に参加出来ないと定めていたので、この告示での再入札は行わず、不調とした。

事務局：不調となったことで公表していない。入札に参加した2者についても、「全者、最低制限価格を下回ったので中止します」という旨の通知はしていないので価格は解らない。

事務局：そのとおり。原則として、2回は入札することになっているので、入札をしている時間が無い場合のみ随意契約を検討することになる。

事務局：下回っている事業者に引き上げるような見積をお願いすることは考えていないので、他の業者が再入札しか無かったと考える。

事務局：工期がおよそ7ヶ月と長く、かつ閉庁している土日限定の工事であったため、そこで敬遠された可能性がある。

総務課：分電盤13面、配電盤は大きいもので5面、既設回路等の調査期間を設けて実際の製作等に入る前に回路の状況を十分把握したうえで盤の製作に入れるように、盤の製作期間だけでなく、調査期間も長めに設定している。容量等の変更はしていないので特殊という事は無い。ただ、今回が初めての更新でほぼ40年ぶりとなった。

生涯学習課：本来であれば、設計委託は前年度に行い、翌年度に工事という流れになるが、本件は急な積雪による事故でもあり、3者から見積を徴取し、それを基礎に内部で積算している。

生涯学習課：本件とは別に復旧検討の調査業務を委託していて、屋根が落ちた状態のままでは、躯体の

た理由は、

委員：くじ対象となった事業者は、他にどの事業者が対象となったか解るものなのか。

7 舗装本復旧(R5215)工事

委員：道路に埋設された水道管の入替後しばらく時間をおいて復旧しているが、舗装を剥がした後すぐに復旧はできないと。期間は決まっているのか。

委員：結果としてその期間を見るとこの時期の発注となったのか。

②建設工事案件に係る審議(随意契約)4件

- 1 市立富士見特別支援学校大規模改造機械設備工事(第2期工事)
- 2 山室ポンプ場脱臭設備工事
- 3 舗装本復旧工事(その4)
- 4 26-1 配水管布設工事

1 市立富士見特別支援学校大規模改造機械設備工事(第2期工事)

委員：第1期工事の契約はいつ行って、その際の執行方法は、

委員：大規模改造で第1期や第2期という工事名称を付ける際の工事範囲について本件ではどのように分けているのか。

委員：他の2件は成立したが、機械設備は2度の入札とも中止となった。1回目の応札可能な市内業者の数は、

委員：入札段階での辞退に罰則はないのか。

委員：見積徴取業者は2度とも入札に参加申請した事業者か。

委員：この段階での入札金額は分からないと。

状況や安全性等確認が難しいこともあって、調査業務に支障のある部分を撤去する必要があった。

事務局：こちらから送付する通知書に「くじの結果、〇〇株式会社の参加資格審査を実施します。」と記載しているので落札候補者となった事業者は自分がくじ対象だったことは解る。それ以外の事業者はくじ対象となった事も含めてくじの時点では解らない。

水道課：仮復旧として本復旧する前に3カ月以上自然転写期間をみている。

水道課：通常の流れでは、布設替・仮復旧を行った翌年度に本復旧している。ただし、舗装工事なので工事の実施は暑い夏場以降に実施するようにしているので、結果としてすぐに復旧していないものも多い。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：平成25年度に施工していて、一般競争入札で執行している。

事務局：特別支援学校では、学校の棟を幾つかに分けて第1期・第2期で行っている。更に工種で建築・電気・機械設備の3つに分けて発注を行っている。

事務局：1回目の応札可能市内業者は13者。そこから2回目に入札参加の地域条件を拡げて増やした。2回目は入札参加の申請は2者あったが入札期間中に1者辞退して中止となってしまった。

事務局：罰則はない。

事務局：1回目については、入札参加締切の段階で1者だったので分からない。2回目については、中止の場合随意契約を検討していたので、入札期間が終わるまで待つて事業者を確認をしてから中止した。

事務局：そのとおり。開札しないと入札金額は分か

委員長：ここまで入札参加者が少ないのは何か要因があるのでは。

2 山室ポンプ場脱臭設備工事

委員：本件では、1件目の特別支援学校とほぼ同じような流れで見積徴取業者が決定しているが、2者から見積を徴取しているところが違う。しかし、入札に参加していない事業者から徴取することは、設計金額を知っている入札参加事業者と比較対象としてよいのか、公平性から良いといえるのか問題だと考える。どのような経緯で2者としたのか。

委員：入札参加者がいないのは特殊な装置の工事ということはなかったか。

3 舗装本復旧工事（その4）

委員：鶴瀬駅東口区画整理事務所と合同で一つの案件で発注したほうが効率がよいのか。

委員長：現場や周囲の安全管理の観点からも一者のほうが好ましいと思うが。

委員：原則は一般競争入札だが、有利と判断できるものがあれば随意契約も検討しているのか。

4 26-1 配水管布設工事

委員：本件は時間が無いため、再度入札を実施せず、見積徴取となっている。更に見積徴取は1者のみか

らない。

事務局：ここ数年、学校のその他の工事も入札参加者が少ない状況で、一度中止になって入札参加範囲を拡げても、参加者が増えない傾向にある。恐らくだが、他の自治体も学校関連工事を同じ時期に一斉に発注するために事業者が手持ち工事で手一杯になるか下請業者が見つからないということが考えられる。

下水道課：競争性を少しでも高めるため、複数者から見積徴取している。今回は入札参加事業者の1者ともう1者として、前年度に今回の脱臭設備工事を据え付ける下水道管を施工した業者に依頼した。前年度施工しているので公示を見ている可能性が高かったこと、工事内容をある程度把握できる見込みがあったことから依頼した。他の事業者では提出が厳しかったと考える。

下水道課：脱臭装置のメーカー品を取り付けることを想定している。基礎を作って、その上にメーカー品を固定する工事で、難しい工事では無いと考える。

下水道課：一つの案件で発注できれば一番良いと考えるが、下水道は企業会計で東口も会計が別となっている。合わせて入札ということは現在のところ難しい。今回のように別々に発注した場合であっても経費関係は調整できる。東口の設計書の数字から経費の合算等を行っているので、単純に随意契約をする場合と違い工事金額は圧縮できている。

事務局：今後の検討課題として会計の枠を超えてどのように一括発注出来るか検討したい。例えば、主工事を担当する会計に対して他の会計は負担金として支出するなど。

下水道課：そのとおり。工事現場の管理という点では一者のほうが好ましい。

事務局：そのとおり、原則は一般競争入札。市にとって極めて有利であると考えられる場合のみ検討をしている。経費の合算は当然として、安全性や仕上がりになどで有利と考えられる場合が考えられる。

水道課：区画整理の中での工事となり、電気や通信等の前後の工事日程が決まっていたため、工期を変

<p>ら。時間が無いからといって、複数者から見積徴取することは 検討しなかったのか。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載) 委員各位 : 承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>えることが出来なかった。通常であれば、見積徴取業者の選定について部内で複数者選定し、見積期間を設けて、徴取を行う。ただし、1ヶ月近く時間が必要となり、本件のように時間が無い場合は、新たな事業者へ依頼するのが難しいため、検討の結果、1者見積としている。</p>
--	--

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆入札の不調が多く見受けられるので、改善策を検討すること。 ◆工事発注時期の平準化に取り組むこと。 ◆会計別に近接工事を発注する際は、一括発注も検討すること。
--------------	---